

以上がこの法律案を提出する理由及び法律案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(前田久吉君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は後日に譲ることといたします。

○委員長(前田久吉君) 次に、五月十一日、衆議院から送付され、本委員会に付託された織維工業設備等臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。竹下政務次官。

○政府委員(竹下豊君) ただいま上提されました織維工業設備臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

取り巻く内外の環境は、近年著しい変化を示しつつあります。すなわち、国内におきましては、開放経済体制への移行に伴い、織維工業も從来のようないくつかの規制体制をこれ以上続けることが許されなくなりましたのももちろん、最近、合成織維の発達に伴い、複合織維が急速に増加し、さらに労働需給の変化により、労働集約的産業としての強みも次第に弱まる傾向を示しております。他方、海外における輸入制限は、一段と強化され、さらには、新興諸国の織維産業の発展に伴い、その国際競争は、ますます激化しつつある現状があります。

ひるがえって、わが国織維工業、特に紡績業の現状を見ますと、戦後の復興需要に応じて急激な増設が行なわれたこともありまして、設備の過剰状態が著しくなり、これに対処し、織維製品の輸出の正常な発展に寄与するため、昭三十一年に現行織維工業設備臨時措置法の制定をみたのであります。自來、同法により、過剰設備の格納などの規制を行なってまいりましたが、生産率の向上等もあって、立法当初にこの法律の意図した過剰設備の消滅は必ずしも十分に進展せず、かえって、過剰設備状態は今や慢性化され、多年にわたる高率操短を余儀なくされるなど、構造的な問題となりつづります。これに加え、現行法の細分化された精紡機の登録区分は、近時の複合織維の実態から遊離し、ために織維工業の合理化は著しく阻害される状況となっております。

このような状況に対し、昭和三十六年秋以来、織維工業設備審議会において、わが国織維工業の進むべき方向について、各界の有識者により慎重審議が重ねられた結果、昨年七月にその答申を得たのであります。政府といたしましては、その答申の趣旨に従い、さらに検討を重ねました結果、現行織維工業設備臨時措置法を廃止し、これにかわるものとして、ここに織維工業設備等臨時措置法案を作成し、提案することとなつた次第であります。

本法案の企図するところは、わが国織維産業を今後とも輸出産業として確立していくために、企業の自由な創意の發揮し得る基盤を造成することにあります。そのため、現存する過剰設備をすみやかに廃棄し、織維工業全体として適正な設備規模とともに、複合織維時代において、非現実的なものとなるいる非弾力的な登録区分を改めることが要請されるのであります。

以上のようないくつかの問題を次に御説明いたします。

第一は、紡織業における過剰設備の廃棄を促進するため、現存する過剰精紡機を共同行為によりすべて格納し、紡機の一定比率による廃棄を条件として認めることとしたのであります。

この共同行為につきましては、独占禁止法の適用除外とすることとなっております。なお、この過剰設備の廃棄につきましては、これを間接的に促進するとのとともに、企業の国際競争力を強化するため、日本開発銀行及び中小企業金融公庫を通じる財政投融資による資金的援助を講ずることといたしております。

第二章は、設置及び使用の制限であります。この法案におきましては、現行法と同様設備の登録制を採用し、無登録設備を設置することを原則として禁止することとしております。第三条から第五条までは登録の効力に関する規定であります。第三条で設置を制限することといたしましたのは、一方で過剰設備の自主的廃棄を行なわせることとしているため、他方で設備の設置を自由にしておいては、現行法下の経験にかんがみるまでもなく廃棄の目的を達成しがたいと考えたためであります。なお、設置を制限したことと関連して、従来の合法的無登録設備につきましては、附則第五条の経過措置によりまして、新たに登録を行ない、現行法のもとで認められている範囲の系または生地の製造または加工を認めることがあります。

第三は、精紡機及び幅出機につきまして、その使用の制限を緩和することといたしております。

これは、提案理由の説明中に述べられたような最近の織維工業をめぐる諸問題、すなわち過剰設備の慢性化、複合織維の出現、労働需給の逼迫、先進国の輸入制限、後進国の織維産業の発達等にかんがみまして、早急に、この法案に盛られましたような対策を講じ、これら諸問題を克服して、織維工業合理化と正常な輸出の発展を大

としたこととあります。

以上御説明申し上げましたように、

織維工業の現状にかんがみまして、織

維

工場の停止、第四章は織維工業審議会につけて規定し、第五章、第六章はこれらに関連した事項を規定しております。

以下章の順序に従つて、御説明申し上

げます。

幅に緩和いたしまして、精紡機につきましては従来の十区分を三区分に統合し、新しく法の対象とした一区分、これは自由糸でございますが、を加えた四区分とするとともに、混紡糸は、登録区分簡素化の趣旨にかんがみ、第一区分から第三区分までのどの区分においても自由に紡出し得ることとしました。幅出機につきましては、従来の三分区を廃止し、新しく規制対象とした一区分、レース、フェルト等でございますが、この区分と合わせて計二区分としております。なお、法律施行後の四年目には、さらに登録区分を簡素化して、自由競争体制へ段階的に移行することを考えております。

次に、新規登録と過剰精紡機の廃棄の問題でございますが、第六条、第七条は、本法案のもとににおける新規登録に関する規定であります。この規定は、第二十一条命令のかかりました過剰精紡機の廃棄を条件とした過剰精紡機の廃棄を条件とした廃棄を促進しようとするものであります。第八条、第九条の変更登録に関する規定、第十条から第十二条までの需給逼迫の場合における新規登録の規定においても、新規登録または変更登録は、過剰精紡機等の廃棄を条件としており、この法案におきましては、これらの規定によりまして過剰精紡機の廃棄を自主的に行なわしめることとしております。

剩精紡機があるため、操短を実施しておりますが、この法案におきましても、施行と同時にその時点における過剰な精紡機の使用停止は、第一条に掲げられて、「過剰な精紡機の廃棄の促進等に必要な措置」のうち最も重要な措置でありまして、第十七条は、使用停止に関する共同行為の実施を指示する旨の規定であります。すなわち、第十七条に規定するように精紡機の数が過大であるため、その廃棄を促進することが織維工業の合理化に必要と認めるときは、法施行時点における過剰な精紡機の使用を停止する共同行為の実施を通商産業大臣は指示できるのであります。この指示は、現行法の操短の指示とは全く異なり、法施行時に一度だけ出すものであります。この指示に基づいて共同行為が実施された後は、その後の需要増加等により必要となる精紡機は、この共同行為によつて使用を停止された精紡機を廃棄したときに、それに一定比率(〇・五)を乗じて得た数の精紡機を新設し、または使用停止の解除をすることによつて充足されるわけで、これにより過剰な精紡機の廃棄が促進されることとなるのであります。

精紡機の使用の停止と廃棄は、法施行の当初三年間に行なうこととし、最後の一年間は設置規制のみを継続し、織維工業の体质改善のためのアフターケアのための期間としてあります。また、この過剰設備の廃棄については、これを間接的に促進するとともに、企業の国際競争力を強化するため、日本開発銀行及び中小企業金融公庫を通じる財政投融資による資金的援助を講ずることとしております。

次に、輸出秩序の問題でございますが、織維産業は、輸出に依存して発展してきた産業でありますから、最近における各国の輸入制限の動きからみて、今後秩序ある輸出が特に望まれておりますので、生産体制が自由化される本法施行後におきまして、万一需給が混乱し、輸出に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、第四十条の規定によりまして、生産業者に対し必要な勧告をすることができる」といたしております。

最後に、法律の期限でございますが、この法律の期限につきましては、附則第二条の規定により、法律施行後四年間でこの法律は自動的に失効することといたします。

本法案の内容の主要な点につきましては、以上御説明申し上げたとおりでございます。

○委員長(前田久吉君) 以上で、補足説明は終了いたしました。

質疑は次回に譲ることとし、本日はこれをもって散会いたします。

左の案件を付託された。 一、織維工業設備等臨時措置法案 織維工業設備等臨時措置法案 織維工業設備等臨時措置法案
目次
第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 設置及び使用の制限(第三条—第十六条) 第三章 精紡機の使用の停止(第三十七条—第二十六条) 第四章 織維工業審議会(第二十七条—第三十四条) 第五章 雜則(第三十五条—第四十五条) 第六章 罰則(第四十六条—第五十条)
附則
第一章 総則 (目的)
第一条 この法律は、織維工業設備の設置及び使用を規制し、並びに過剰精紡機の廃棄の促進等に必要な措置を講ずることにより、織維工業法の合理化を図るとともに、織維製品の正常な輸出の発展に寄与することを目的とする。 (定義)
第二条 この法律において「精紡機」とは、リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミユール精紡機及びボット精紡機をいい、黄麻精紡機及び無機質織維精紡機を除く。 2 この法律において「幅出機」とは、クリップ式幅出機、ビン式幅出機(円型のものを除く)、クリップ式幅出乾燥機及びビン式幅出乾燥機をいい、通商産業省令で

定める部分の長さが十三センチメートル未満のものを除く。
第二章 設置及び使用の制限
(設置の制限)
第三条 精紡機又は幅出機は、織機工業設備台帳に登録を受けたものでなければ、設置してはならない。ただし、通商産業省令で定めるところにより精紡機若しくは幅出機若しくは生地の試験又は研究の用に供するため精紡機又は幅出機を設置する場合は、この限りでない。

左の案件を付託された。

8

定める部分の長さが十三と

一、纖維工業設備等臨時措置法案

織維工業設備等臨時措置法案 織維工業設備等臨時措置法

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 設置及び使用の制限(第三条—第十六条)

第三章 精紡機の使用の停止(第十七条(第二十六条))

第四章 纖維工業審議會（第二十一條—第三十四條）

第五章 雜則（第三十五條—第四十五條）

第六章 罰則（第四十六條—第五十一條）

附則
十條

(目的) 第一章 総則

第一条 この法律は、繊維工業設備の設置及び使用を規制し、並びに

過剰精紡機の廃棄の促進等に必要な措置を講ずることにより、繊維

工業法の合理化を図るとともに、繊維製品の正常な輸出の発展に寄

（定義） 与することを目的とする。

第二条 この法律において「精紡機」とは、リノグ精方機、キャップ精

精紡機、ミュー
ル精纺機及ボーナ
ン精纺機等、

ル精紡機及びホット精紡機を用い、黄麻精紡機及び無機質纖維績糸行進一歩。

2 この法律において「転出機」と
紡機を除く。

は、クリップ式幅出機、ピン式幅出機(円型のものを除く)、グ

リップ式幅出乾燥機及びピン式幅出乾燥機をいい、通商産業省令で

(使用の制限)

第五条 第三条の登録を受けた精紡機は、その精紡機の登録の区分に係る糸以外の糸の製造の用に供してはならない。ただし、精紡機又は糸の試験又は研究の用に供する場合にその他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第三条の登録を受けた幅出機は、その幅出機の登録の区分に係る生地以外の生地の精練、漂白、染色又は整理(以下「加工」と総称する)の用に供してはならない。ただし、幅出機又は生地の試験又は研究の用に供する場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(登録の申請)

第六条 第三条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 精紡機又は幅出機の種類及び型式並びに精紡機にあつては錐の数、幅出機にあつては通商産業省令で定める部分の長さ(以下「働き長さ」という)。

二 登録の区分

三 氏名又は名称及び住所

四 精紡機又は幅出機の設置の場所

五 精紡機又は幅出機をもつて第十五条第二項の規定による届出に係る精紡機又は幅出機に代えられる場合は、当該届出に係る精紡機又は幅出機の從前の登録番号

(登録の基準等)

第七条 通商産業大臣は、前条の申請書を受理した場合において、当該申請が次の各号の一に適合していると認めるときは、登録をしない。

一 精紡機又は幅出機をもつて第

二 第三条の登録を受けた第

三 第三条の登録を受けた第

四 第三条の登録を受けた第

五 第三条の登録を受けた第

六 第三条の登録を受けた第

七 第三条の登録を受けた第

八 第三条の登録を受けた第

九 第三条の登録を受けた第

十 第三条の登録を受けた第

十一 第三条の登録を受けた第

十二 第三条の登録を受けた第

十三 第三条の登録を受けた第

十四 第三条の登録を受けた第

十五 第三条の登録を受けた第

十六 第三条の登録を受けた第

十七 第三条の登録を受けた第

十八 第三条の登録を受けた第

十九 第三条の登録を受けた第

二十 第三条の登録を受けた第

二十一 第三条の登録を受けた第

二十二 第三条の登録を受けた第

二十三 第三条の登録を受けた第

二十四 第三条の登録を受けた第

二十五 第三条の登録を受けた第

二十六 第三条の登録を受けた第

二十七 第三条の登録を受けた第

二十八 第三条の登録を受けた第

二十九 第三条の登録を受けた第

三十 第三条の登録を受けた第

三十一 第三条の登録を受けた第

三十二 第三条の登録を受けた第

三十三 第三条の登録を受けた第

三十四 第三条の登録を受けた第

三十五 第三条の登録を受けた第

三十六 第三条の登録を受けた第

三十七 第三条の登録を受けた第

三十八 第三条の登録を受けた第

三十九 第三条の登録を受けた第

四十 第三条の登録を受けた第

四十一 第三条の登録を受けた第

四十二 第三条の登録を受けた第

四十三 第三条の登録を受けた第

四十四 第三条の登録を受けた第

四十五 第三条の登録を受けた第

四十六 第三条の登録を受けた第

四十七 第三条の登録を受けた第

四十八 第三条の登録を受けた第

四十九 第三条の登録を受けた第

五十 第三条の登録を受けた第

五十一 第三条の登録を受けた第

五十二 第三条の登録を受けた第

五十三 第三条の登録を受けた第

五十四 第三条の登録を受けた第

五十五 第三条の登録を受けた第

五十六 第三条の登録を受けた第

五十七 第三条の登録を受けた第

五十八 第三条の登録を受けた第

五十九 第三条の登録を受けた第

六十 第三条の登録を受けた第

六十一 第三条の登録を受けた第

六十二 第三条の登録を受けた第

六十三 第三条の登録を受けた第

六十四 第三条の登録を受けた第

六十五 第三条の登録を受けた第

六十六 第三条の登録を受けた第

六十七 第三条の登録を受けた第

六十八 第三条の登録を受けた第

六十九 第三条の登録を受けた第

七十 第三条の登録を受けた第

七十一 第三条の登録を受けた第

七十二 第三条の登録を受けた第

七十三 第三条の登録を受けた第

七十四 第三条の登録を受けた第

七十五 第三条の登録を受けた第

七十六 第三条の登録を受けた第

七十七 第三条の登録を受けた第

七十八 第三条の登録を受けた第

七十九 第三条の登録を受けた第

八十 第三条の登録を受けた第

八十一 第三条の登録を受けた第

八十二 第三条の登録を受けた第

八十三 第三条の登録を受けた第

八十四 第三条の登録を受けた第

八十五 第三条の登録を受けた第

八十六 第三条の登録を受けた第

八十七 第三条の登録を受けた第

八十八 第三条の登録を受けた第

八十九 第三条の登録を受けた第

九十 第三条の登録を受けた第

九十一 第三条の登録を受けた第

九十二 第三条の登録を受けた第

九十三 第三条の登録を受けた第

九十四 第三条の登録を受けた第

九十五 第三条の登録を受けた第

九十六 第三条の登録を受けた第

九十七 第三条の登録を受けた第

九十八 第三条の登録を受けた第

九十九 第三条の登録を受けた第

一百 第三条の登録を受けた第

一百一 第三条の登録を受けた第

一百二 第三条の登録を受けた第

一百三 第三条の登録を受けた第

一百四 第三条の登録を受けた第

一百五 第三条の登録を受けた第

一百六 第三条の登録を受けた第

一百七 第三条の登録を受けた第

一百八 第三条の登録を受けた第

一百九 第三条の登録を受けた第

一百二十 第三条の登録を受けた第

一百二十一 第三条の登録を受けた第

一百二十二 第三条の登録を受けた第

一百二十三 第三条の登録を受けた第

一百二十四 第三条の登録を受けた第

一百二十五 第三条の登録を受けた第

一百二十六 第三条の登録を受けた第

一百二十七 第三条の登録を受けた第

一百二十八 第三条の登録を受けた第

一百二十九 第三条の登録を受けた第

一百三十 第三条の登録を受けた第

一百三十一 第三条の登録を受けた第

一百三十二 第三条の登録を受けた第

一百三十三 第三条の登録を受けた第

一百三十四 第三条の登録を受けた第

一百三十五 第三条の登録を受けた第

一百三十六 第三条の登録を受けた第

一百三十七 第三条の登録を受けた第

一百三十八 第三条の登録を受けた第

一百三十九 第三条の登録を受けた第

一百四十 第三条の登録を受けた第

一百四十一 第三条の登録を受けた第

一百四十二 第三条の登録を受けた第

一百四十三 第三条の登録を受けた第

一百四十四 第三条の登録を受けた第

一百四十五 第三条の登録を受けた第

一百四十六 第三条の登録を受けた第

一百四十七 第三条の登録を受けた第

一百四十八 第三条の登録を受けた第

一百四十九 第三条の登録を受けた第

一百五十 第三条の登録を受けた第

一百五十一 第三条の登録を受けた第

一百五十二 第三条の登録を受けた第

一百五十三 第三条の登録を受けた第

一百五十四 第三条の登録を受けた第

一百五十五 第三条の登録を受けた第

一百五十六 第三条の登録を受けた第

一百五十七 第三条の登録を受けた第

一百五十八 第三条の登録を受けた第

一百五十九 第三条の登録を受けた第

一百六十 第三条の登録を受けた第

一百六十一 第三条の登録を受けた第

一百六十二 第三条の登録を受けた第

一百六十三 第三条の登録を受けた第

一百六十四 第三条の登録を受けた第

一百六十五 第三条の登録を受けた第

一百六十六 第三条の登録を受けた第

一百六十七 第三条の登録を受けた第

一百六十八 第三条の登録を受けた第

一百六十九 第三条の登録を受けた第

一百七十 第三条の登録を受けた第

一百七十一 第三条の登録を受けた第

一百七十二 第三条の登録を受けた第

一百七十三 第三条の登録を受けた第

一百七十四 第三条の登録を受けた第

一百七十五 第三条の登録を受けた第

一百七十六 第三条の登録を受けた第

一百七十七 第三条の登録を受けた第

一百七十八 第三条の登録を受けた第

一百七十九 第三条の登録を受けた第

一百八十 第三条の登録を受けた第

一百八十一 第三条の登録を受けた第

一百八十二 第三条の登録を受けた第

一百八十三 第三条の登録を受けた第

一百八十四 第三条の登録を受けた第

一百八十五 第三条の登録を受けた第

一百八十六 第三条の登録を受けた第

一百八十七 第三条の登録を受けた第

一百八十八 第三条の登録を受けた第

一百八十九 第三条の登録を受けた第

一百九十 第三条の登録を受けた第

一百九十一 第三条の登録を受けた第

一百九十二 第三条の登録を受けた第

一百九十三 第三条の登録を受けた第

一百九十四 第三条の登録を受けた第

一百九十五 第三条の登録を受けた第

一百九十六 第三条の登録を受けた第

一百九十七 第三条の登録を受けた第

一百九十八 第三条の登録を受けた第

一百九十九 第三条の登録を受けた第

一百二十 第三条の登録を受けた第

一百二十ー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登録を受けた第

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー 第三条の登

錘の数又は働き長さの計算の方法

は、第七条第二項の通商産業省令

で定めるところによる。

3 第七条第三項の規定は、第一項

第一号及び第四号の規定を適用す

る場合に準用する。

(糸の製造の能力の不足の場合に

おける登録等)

第十一条 通商産業大臣は、一の登録

の区分に係る糸の製造の能力が著

しく不足し、又は不足するおそれ

があると認めるときは、織維工業

審議会の意見をきいて、当該登録

の区分に係る糸の需給状況及び当

該登録の区分に係る第三条の登録

を受けた精紡機の錘の数に基づ

き、当該登録の区分について、第

十五条第二項の規定による届出に

係る過剰精紡機の錘の数に第七条

第一項第二号の政令で定める比率

を乗じて得た錘の数の範

囲内であるとき。

2

精紡機をもつて第十五条第二

項の規定による届出に係る過剰

精紡機に代える場合において、第

十五条第二項の規定による届出に

係る過剰精紡機の錘の数に第七条

第一項第二号の政令で定める比率

を乗じて得た錘の数の範

囲内であるとき。

3

精紡機に代える場合に第三条の登

録又は第八条の変更登録を受ける

ことができる精紡機の錘の数を定

め、これを公告しなければならな

い。

2

前項の規定による公告において、第

三条の申請書を提出すべき期

間として十日以上の期間を定めて

おかなければならぬ。

第十二条 前条第一項の規定による

公告があつた場合において、第三

条の登録を受けようとする者は第

六条各号に掲げる事項を記載した

申請書、第八条の変更登録を受け

ようとする者は同条各号に掲げる

事項を記載した申請書を、前条第

二項の期間内に、通商産業大臣に

提出しなければならない。

第十二条 通商産業大臣は、前条の

申請書を受理した場合において、

当該申請が次の各号に適合してい

ると認めるときは、登録又は変更

登録をしなければならない。

一 精紡機をもつて第十五条第二

項の規定による届出に係る過剰

精紡機に代える場合において、

当該精紡機の錘の数が当該届出

に係る過剰精紡機の錘の数に第

七条第一項第二号の政令で定め

る比率を乗じて得た錘の数の範

囲内であるとき。

二 精紡機をもつて第十五条第二

項の規定による届出に係る過剰

精紡機に代える場合において、第

十五条第二項の規定による届出に

係る過剰精紡機の錘の数に第七条

第一項第二号の政令で定める比率

を乗じて得た錘の数の範

囲内であるとき。

三 精紡機に代える場合に第三条の登

録又は第八条の変更登録を受ける

ことができる精紡機の錘の数を定

め、これを公告しなければならな

い。

第十三条 通商産業大臣は、一の登

録の区分に係る糸の製造の能力が

著しく不足し、若しくは不足する

おそれがあると認める場合であつて、第十条第一項の規定による公

告をした場合において前条第一項

の規定により登録若しくは変更登

録をした精紡機の錘の数の合計が

第十条第一項の規定により公告し

た精紡機の錘の数に達しないと

き、若しくは過剰精紡機がないと

き、又は別表第三第一号に掲げる

登録の区分に係る生地の加工の能

力が著しく不足し、若しくは不足

するおそれがあると認めるとき

は、織維工業審議会の意見をきい

て、当該登録の区分に係る糸又は

生地の需給状況及び当該登録の区

分に係る第三条の登録を受けた精

紡機又は幅出機の錘の数は働き

長さに基づき、当該登録の区分に

規定による公告に係る登録の

区分であるとき、又は当該精紡

機の登録の区分を当該公告に係

る登録の区分に変更するとき。

精紡機に代える場合において、第

十五条第三号又は第四号に掲

げる事項に変更があつたときは、

（変更又は滅失の届出）

第十五条第三条の登録を受けた者

に届け出なければならない。

3 第六条第三号又は第四号に掲

げる事項に変更があつたときは、

（変更又は滅失の届出）

第十五条第三条の登録を受けた者

に届け出なければならない。

第十六条 通商産業大臣は、第三条

の規定に違反して設置された精紡

機又は幅出機の所有者又は占有者

に對し、当該精紡機又は幅出機を

撤去すべきことを命ずることがで

き。（撤去命令等）

第十七条 通商産業大臣は、この法

律の施行の際現に旧織維工業設備

四十三年度における織維製品の需

給状況に基づいて算定される当該

年度において必要となるべき精紡

機の錘の数に比し過大であるた

め、精紡機の廃棄を促進しなけれ

ば織維工業の合理化に著しい支障

を生じ、又は生ずるおそれがある

と認めるときは、織維工業審議会

の意見をきいて、この法律の施行

の際に同項の登録を受けている

精紡機の錘の数及び昭和三十九年

度における織維製品の需給状況に

基づいて算定される当該年度にお

いて必要となるべき精紡機の錘の

数を基準とし、一般消費者及び関

連事業者に対する影響その他の事

情を斟酌して、糸の製造の用に供

することを停止すべき精紡機の錘の

数を定め、精紡機を糸の製造の

用に供している者に対し、その精

紡機を糸の製造の用に供すること

を停止すること（以下「使用の停

止」という。）に関する共同行為を

実施すべきことを指示することができる。

3 第二項の規定による指示は、この法律の施行の際に旧織維工業設

備臨時措置法第二条第一項の登録

を受けている精紡機について同法

第三条第一項の規定による登録の

区分により行なう。

3 第二項の規定による指示は、共

同行為をすべき期間及び共同行為

第三章 精紡機の使用の停止
(共同行為の指示)

第十八条 通商産業大臣は、この法

律の施行の際に旧織維工業設備

四十三年度における織維製品の需

給状況に基づいて算定される当該

年度において必要となるべき精紡

機の錘の数に比し過大であるた

め、精紡機の廃棄を促進しなけれ

ば織維工業の合理化に著しい支障

を生じ、又は生ずるおそれがある

と認めるときは、織維工業審議会

の意見をきいて、この法律の施行

の際に同項の登録を受けている

精紡機の錘の数及び昭和三十九年

度における織維製品の需給状況に

基づいて算定される当該年度にお

いて必要となるべき精紡機の錘の

数を基準とし、一般消費者及び関

連事業者に対する影響その他の事

情を斟酌して、糸の製造の用に供

することを停止すべき精紡機の錘の

数を定め、精紡機を糸の製造の用に

供することを停止すること（以下「使

用の停止」という。）に関する共同行為を

実施すべきことを指示することができる。

3 第二項の規定による指示は、この法律の施行の際に旧織維工業設

備臨時措置法第二条第一項の登録

を受けている精紡機について同法

第三条第一項の規定による登録の

区分により行なう。

3 第二項の規定による指示は、共

同行為をすべき期間及び共同行為

の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の期間及び内容)

第十八条 前条第三項の共同行為をすべき期間は、三年以内とし、かつ、その期間の満了の日がこの法律の施行の日から三年を経過する日以前となるものでなければならぬ。

2 前条第三項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 前条第一項に規定する事態を克服するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的なものでないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

(共同行為の指示の変更等)

第十九条 通商産業大臣は、第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条第二項各号に適合するものでなくなりたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第二十条 第十七条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、使用の停止に係る精紡機の登録番号その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大

臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(使用停止命令等)

第二十一条 通商産業大臣は、第七条第一項の規定により使用の停止に関する共同行為を実施すべき

ことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、か

つ、その共同行為を実施している者�の当該指示に係る精紡機の錐の数が当該指示に係る者の当該指示に係る精紡機の錐の数の三分の二をこえている場合において、その共同行為をもつてしては同項に規定する事態を克服することができると認められるときは、織維工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る精紡機を糸の製造の用に供している者に對し、その者の当該指示に係る精紡機のうち当該指示の内容を参考して通商産業大臣が指定するもの(その共同行為を実施している者にあつては、前条の規定による届出に係るもの)について、通商産業省令で、当該精紡機を糸の製造の用に供することを停止すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令があつた場合において、その命令に係る精紡機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該精紡機を糸の製造の用に供してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(命令の変更又は取消し)

第二十二条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事が変更し、又は取り消さなければならない。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第二十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十七条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為につては、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第二十四条 通商産業大臣は、第七条第一項の規定による指示を出し、又は第二十一条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

第三十五条 通商産業大臣は、第三条若しくは第二十二条の規定による処分をしたとき、又は第二十条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

(設置)

第二十六条 第十七条第一項の規定による指示に係る共同行為の実施に關する者は、通商産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

2 通商産業大臣は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

(権限)

第二十七条 通商産業省に、織維工業審議会を置く。

第三十六条 第二章の規定による登録の取消し等)

第二十八条 織維工業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、織維製品の需給計画、織維工業設備の更新計画その他織維工業の合理化に関する重

要事項を調査審議する。

第三十七条 織維工業審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(省令への委任)

第三十八条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で

定める。

第五章 雜則

(織維工業設備台帳)

第三十五条 織維工業設備台帳は、
通商産業省に備える。

(織維工業設備台帳への記載)

第三十六条 第七条第一項、第十二
条第一項(第十三条第二項において
準用する場合を含む。)又は附則
第五条の登録は、織維工業
設備台帳に第六条第一号から第四
号までに掲げる事項、登録の年月
日及び当該精紡機又は幅出機につ
いて定める登録番号を記載するこ
とによつて行なう。

2 第九条第一項又は第十二条第一 項の変更登録は、登録の区分及び 登録番号について織維工業設備台 帳の記載を変更し、織維工業設備 台帳に変更登録の年月日を記載す ることによつて行なう。

3 通商産業大臣は、第十四条第三
項又は第十五条第一項の規定によ
る届出があつたときは、織維工業
設備台帳の記載を変更しなければ
ならない。

4 通商産業大臣は、第十五条第二
項の規定による届出があつたと
き、又は第十六条第二項若しくは第二
十五条第一項若しくは第二項の規
定により第三条の登録を取り
消したときは、当該精紡機又は幅
出機の登録を消除しなければなら
ない。

5 通商産業大臣は、第二十一条第
一項の規定により精紡機を糸の製
造の用に供することを停止すべき
ことを命じたときは、織維工業設
備台帳にその旨を記載しなければ
ならない。

6 通商産業大臣は、第二十二条の
規定による処分をしたときは、前
項の規定による記載を消除しなけ
ればならない。

7 前二項に定めるもののほか、第 二十二条第一項の規定による命令 又は同条第二項ただし書の許可に 係る記載に関し必要な事項は、通 商産業省令で定める。

(織維工業設備台帳の謄本等)

第三十七条 何人も、通商産業大臣
に対し、織維工業設備台帳の謄本
の交付又は閲覧を請求する事が
できる。

(登録標識)

第三十八条 通商産業大臣は、第七
条第一項、第十二条第一項(第十
三条第二項において準用する場合
を含む。)若しくは附則第五条第一
項の登録又は第九条第一項若しく
は第十二条第一項の変更登録をし
たときは、その登録又は変更登録
を受けた者に對し、当該精紡機又
は幅出機に取り付けるべき通商產
業省令で定める標識を交付する。

4 第四十一条 通商産業大臣は、特定の
仕向地に輸出すべき特定の糸又は
生地の需給が著しく均衡を失する
ことにより、当該仕向地に輸出す
べき当該糸又は生地の販売価格が
著しく低下しており、このような
状態が継続することは、当該仕向
地に輸出すべき当該糸又は生地の
登録を受けた者は、そ

(報告の徵収)

第四十一条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、第三条の登録を受けた者に対
し、その登録を受けた精紡機又は
幅出機の設置又は使用の状況に關
し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施

(手数料)

第三条の登録を受けた者には、
その登録を受けた精紡機又は
幅出機の設置又は使用の状況に關
し報告をさせることができる。

3 第二項の規定による権限は、犯 罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。

4 第四十三条 次の表の上欄に掲げ る金額の範囲内において政令で定 められた手数料を納めなければな らない。

5 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

(使用停止標識)

第三十九条 通商産業大臣は、第二
十二条第一項の規定による命令を
したときは、その命令に係る精紡
機を停止する。

6 通商産業大臣は、第二十二条の
規定による処分をしたときは、前
項の規定による記載を消除しなけ
ればならない。

機に通商産業省令で定める標識を
取り付けなければならない。

2 前項の規定により同項の標識の
取付けを受けた者又はその標識を
取り付けてある精紡機を譲り受
け、若しくは借り受けた者は、當
該精紡機に係る第二十二条第一項
の規定による命令がその効力を有
する間は、その標識を取りはずし
てはならない。

3 通商産業大臣は、第二十二条の 規定による処分をしたときは、當 該精紡機に取り付けてある第一項 の標識を取りはずさなければなら ない。

4 前三项に定めるもののほか、第 二十二条第一項の規定による命令 又は同条第二項ただし書の許可に 係る第一項の標識に關し必要な事 項は、通商産業省令で定める。

(勧告)

第五十条 通商産業大臣は、特定の
仕向地に輸出すべき特定の糸又は
生地の需給が著しく均衡を失する
ことにより、当該仕向地に輸出す
べき当該糸又は生地の販売価格が
著しく低下しており、このような
状態が継続することは、当該仕向
地に輸出すべき当該糸又は生地の
登録を受けた幅出機を設置して
いるもの以外のものに對し、當該
仕向地に輸出すべき当該生地の出
荷数量又は販売価格その他の事項
に關し必要な勧告をすることがで
きる。

2 通商産業大臣は、特定の仕向地 に輸出すべき特定の生地について 前項に規定する事態が生じてお り、かつ、その事態を克服するた め特に必要があると認めるとき は、當該仕向地に輸出すべき当該 生地の生産業者であつて、第三条 の登録を受けた幅出機を設置して いるものに對し、當該仕向地に輸 出すべき当該生地の出荷数量又は 販売価格その他の事項に關し必要な 勧告をすることができる。

3 第二項の規定による権限は、犯 罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。

4 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

5 第二項の規定による権限は、犯 罪捜査のために認められたものと 解釈してはならない。

6 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

7 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

8 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

9 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

10 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

11 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

12 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

13 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

14 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

15 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

16 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

17 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

18 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

19 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

20 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

21 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

22 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

23 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

24 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

25 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

26 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

27 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

28 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

29 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

30 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

31 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

32 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

33 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

34 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

35 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

36 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

37 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

38 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

39 第二項若しくは第二十五条第一 項若しくは第二項の規定により第 三条の登録が取り消されたとき は、遅滞なく、当該精紡機又は幅 出機に係る前項の標識を通商大臣 に返納しなければならない。

正常な輸出の發展を著しく阻害
し、又は阻害するおそれがあると
認めるときは、第三条の登録を受
けた精紡機又は幅出機を設置して
いる者に対し、その職員に、精紡機又
は幅出機を設置している者の工場、事業
場、事務所又は倉庫に立ち入り、
精紡機、幅出機、帳簿書類その他の
物件を検査させ、又は試験のた
め必要な最少限度の分量に限りそ
の者に精紡機により製造された糸
を取去させることができる。

(立入検査等)

第四十二条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、精紡機又は幅出
機を設置している者の工場、事業
場、事務所又は倉庫に立ち入り、
精紡機、幅出機、帳簿書類その他の
物件を検査させ、又は試験のた
め必要な最少限度の分量に限りそ
の者に精紡機により製造された糸
を取去させることができる。

(報告の徵収)

第四十三条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、第三条の登録を受けた者に対
し、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

(手数料)

第四十四条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第四十六条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第四十七条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第四十八条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

行に必要な限度において、第十七
条第一項の規定による指示に従い
共同行為をしている者に対し、そ
の共同行為の実施の状況に関し報
告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十九条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、精紡機又は幅出
機を設置している者の工場、事業
場、事務所又は倉庫に立ち入り、
精紡機、幅出機、帳簿書類その他の
物件を検査させ、又は試験のた
め必要な最少限度の分量に限りそ
の者に精紡機により製造された糸
を取去させることができる。

(報告の徵収)

第五十条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、第三条の登録を受けた者に対
し、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

(手数料)

第五十一条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第五十二条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第五十三条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第五十四条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第五十五条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

行に必要な限度において、第十七
条第一項の規定による指示に従い
共同行為をしている者に対し、そ
の共同行為の実施の状況に関し報
告をさせることができる。

(立入検査等)

第五十六条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、精紡機又は幅出
機を設置している者の工場、事業
場、事務所又は倉庫に立ち入り、
精紡機、幅出機、帳簿書類その他の
物件を検査させ、又は試験のた
め必要な最少限度の分量に限りそ
の者に精紡機により製造された糸
を取去させることができる。

(報告の徵収)

第五十七条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、第三条の登録を受けた者に対
し、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

(手数料)

第五十八条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第五十九条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第六十条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

第六十一条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数料を納めなければな
らない。

(手数料)

行に必要な限度において、第十七
条第一項の規定による指示に従い
共同行為をしている者に対し、そ
の共同行為の実施の状況に関し報
告をさせることができる。

(立入検査等)

第六十二条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、その職員に、精紡機又は幅出
機を設置している者の工場、事業
場、事務所又は倉庫に立ち入り、
精紡機、幅出機、帳簿書類その他の
物件を検査させ、又は試験のた
め必要な最少限度の分量に限りそ
の者に精紡機により製造された糸
を取去させることができる。

(報告の徵収)

第六十三条 通商産業大臣は、この
法律の施行に必要な限度におい
て、第三条の登録を受けた者に対
し、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。

(手数料)

第六十四条 次の表の上欄に掲げる
者は、それぞれ同表の下欄に掲げる
金額の範囲内において政令で定
める額の手数

一条の申請書を提出する者	き五円を加算した額
五 附則第五条第一項の規定により届出をする者	一錠につき三円
六 第十四条第三項又は第十五条第一項の規定により届出をする者	一枚につき五百円
七 第三十八条第一項の標識の再交付を受ける者	一枚につき五百円
八 織維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者	一枚につき十円
九 織維工業設備台帳の閲覧を請求する者	一件一回につき十円

(適用除外) 第四十四条 この法律の規定は、國、地方公共団体及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第三条に規定する学校法人には、適用しない。

(異議申立ての手続における聴聞) 第四十五条 通商産業大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立てに対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 聽聞に際しては、異議申立て人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第六章 罰則 第四十六条 第十六条第一項若しくは第三項又は第二十五条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第四十二条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第四十九条 次の各号の一に該当する者は、一万元以下の罰金に処する。	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
1 第十四条第三項、第十五条又是第二十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	第二項の規定による登録を受けたものとみなす。	第二項の規定による登録を受けたものとみなす。
2 第三十八条第二項の規定に違反して標識を返納しなかつた者	第三条 織維工業設備臨時措置法の廃止	第三条 織維工業設備臨時措置法(以下「旧法」という。)は、廢止する。
3 第三十九条第二項の規定に違反して標識を取りはずした者	第四条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の登録を受けている	第四条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項の登録を受けている

2 前項の規定による届出には、この法律の施行の際現に当該精紡機の設置していないことを証する書面を添附しなければならない。	3 第十六条第一項の規定は、第一項に規定する期間(その期間内に同項の規定による届出があったときは、同項の登録があるまでの期間内は、同項に規定する者には適用しない。ただし、その者が当該精紡機を別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る登録の区分により第三条の登録を受けたものとみなす。)
3 第三十九条第二項の規定に違反して標識を取りはずした者は、	第三条 織維工業設備臨時措置法の一部改正
第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他	第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四十六条 第十六条第一項若しくは第三項又は第二十五条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。	第二十五条第一項の表中「織維

る精紡機は、同法別表第四第一号、第二号、第三号、第九号及び第十号に掲げる登録の区分に係るものにあつては別表第一第一号に掲げる登録の区分、同法別表第四第六号に掲げる登録の区分に係るものにあつては別表第一第二号に掲げる登録の区分、その他のものにあつては同表第三号に掲げる登録の区分により第三条の登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第二項の登録を受けている織物幅出機(ビン式織物幅出機)であつて円型のもの及び羽二重ロール刑を科する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (この法律の失効) 第二条 この法律は、この法律の施行の日から四年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

第三条 織維工業設備台帳のうち精紡機及び織物幅出機に係る部分は、第三条の織維工業設備台帳とみなす。

2 旧法第十七条第一項の標識のうち精紡機及び織物幅出機に係るものは、第三十八条第一項の標識とけていらないものを設置している者は、この法律の施行の日から二十日以内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、その精紡機又は幅出機について第三条の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、その精紡機について第三条の登録の申請をしたものとみなす。

第七条 旧法によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中に統一されたものとみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正) 第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

3 第十六条第一項の規定は、第一項に規定する期間内に同項の規定による届出があったときは、同項の登録があるまでの期間内は、同項に規定する者には適用しない。ただし、その者が当該精紡機を別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る登録の区分により第三条の登録を受けたものとみなす。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正) 第九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条の四 前条第一項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は特殊契約の内容につき協議がととのわないときは、主務大臣に対し、そのあつせん又は調停を申請することがで
きる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、すみやかにあつせん

3 又は調停を行なうものとする。
主務大臣は、前項の規定により
調停を行なう場合においては、調
停案を作成してこれを関係当事者
に示しその受諾を勧告するととも
に、その調停案を理由を附して公
表することができる。

第三十三条中「第五項まで」を「第六項まで」に、「第三十条まで」を「第三十一条の四まで」に、「第二十八条第一項」を「同条第五項中「商工組合」とあるのは「商工組合連合会(第十七七条第五項の事業を行なうべきことを定款に定めていない商工組合のみを会員とするものに限る。)」と、同項第一号中「全国及びその地区内」とあるのは「全国(商店街組合を会員とする商工組合連合会にあつては、全国及びその商工組合連合会の地区内)」と、同項第二号中「組合員」とあるのは「会員たる商工組合の組合員」と、第二十八条第一項」に改める。
第七十六条に次の一項を加える。
二十六 安定審議会の専門委員は、当該

専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八十一条第二項中「第三十条」下に「又は第三十条の四第一項(ことらの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)」を、「勅告」の後に「又はあつせん若しくは調停」を加える。

第八十二条第一項中「組合協約」の下に「及び特殊契約」を加える。

第八十三条に次の二項を加える。

2 専門の事項を調査させるため、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。)に、専門委員を置くことができる。

第八十四条中「中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会(以下「調停審議会」と総称する。)」を「調停審議会」に、「及び委員」を「委員及び専門委員」に改める。

第八十五条に次の二項を加える。

2 調停審議会の専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第八十六条中「及び委員」を「委員及び専門委員」に改める。

第八十七条の次に次の二条を加える。

第八十七条の二 調停審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第九十四条第一項中「第三十条」の下に「又は第三十条の四第二項(これからの規定を第三十三条において準用する場合を含む。)を、「勧告」の下に「又はあつせん若しくは調停」をえ、同条第三項中「又は勧告」を「、勧告又はあつせん若しくは調停」に改める。

第一百十条第一号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条第三号中「又は第三十三条」を「、第三十条の二第三項(第三十三条において適用する場合を含む。)又は第三十三条」に改める。

第三二〇〇号 昭和三十九年四月二日
十四日受理

この請願の趣旨は、第一八四〇号と同
じである。

紹介議員 小林 英三君

合内 富樫重太郎

浴場業環境衛生同業組

中小企業振興に関する請願

請願者 長野県議会議長 風間

紹介議員 小山邦太郎君

中小企業の健全な成長を阻害してい
る諸条件を除去し、その安定を図る
ため、早急に左記の措置を講ぜられ
るよう強く要請するとの請願。

一、中小企業の体质改善に関する設
備の近代化、構造の高度化を図る
ための助長措置の強化。

二、関係金融機関への政府資金わく
の大幅増額。

Digitized by srujanika@gmail.com

業組 同月二 風間 てい 図る られ わく 設図る 大競争 いわく 逐年 流に 五託 來

和三十九年五月十九日印嗣

昭和三十九年五月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局